

氷川町介護保険 ガイドブック



【お問合せ先】

氷川町 福祉課 介護保険係

電話：0965-52-5852 FAX:0965-52-3939

～ 目 次 ～

<input type="checkbox"/>	高齢者のための総合相談窓口 地域包括支援センター.....	1
<input type="checkbox"/>	介護保険のしくみ みんなが支え合う制度です	2
<input type="checkbox"/>	介護保険料 保険料は大切な財源です	4
	40歳以上 65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料.....	5
	65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料.....	6
	保険料の納め方	7
<input type="checkbox"/>	サービスの利用 申請からサービス利用までの手順	8
<input type="checkbox"/>	介護サービス・介護予防サービスの種類	10
	在宅サービス	10
	居住系サービス	14
	施設サービス	14
	地域密着型サービス	15
<input type="checkbox"/>	サービス費用のめやす サービスを利用するとき	16
	利用者の負担	16
	支給限度額	16
	施設サービスの利用者負担	17
	利用者負担が高額になったとき	18
<input type="checkbox"/>	在宅で利用できる福祉サービス.....	19
<input type="checkbox"/>	氷川町内の事業所一覧	20

□ 高齢者のための総合相談窓口

地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、地域で暮らす高齢者のみなさんが住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、一人一人について保健・医療・福祉の多職種が連携し、介護予防サービスや保健・医療・福祉サービス、地域のコミュニティやボランティア等の様々な資源を統合した、包括的で継続的なケアを目指しています。



● 相談や悩み等お気軽にご相談ください

介護に関すること、健康や福祉、医療や生活に関する相談や悩みにお答えし、情報提供やサービスの紹介をします。

● 高齢者のみなさんの権利を守ります

安心して日常生活が送れるよう、高齢者のみなさんの権利を守る取組をします。成年後見制度や各種権利擁護サービスの紹介を行ったり、財産管理や消費トラブル被害を防止する取組をします。また、高齢者虐待へは迅速に対応します。

● 自立して生活ができるよう支援します

自立して生活ができるよう介護予防についてのアドバイスや各種教室の紹介、利用手続き等の支援を行い、日常生活を支援します。

氷川町地域包括支援センター ☎ 0965-52-5335

□ 介護保険のしくみ

みんなが支え合う制度です

介護保険制度は、氷川町が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

氷川町(保険者)

介護保険制度の運営は氷川町が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



● 要介護認定の申請

● 保険料の納付

● 要介護認定の申請

● 保険証の交付

● 介護保険負担割合証の交付

● 介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。



● サービスの提供

● 利用料の支払い

40 歳以上のみなさん(被保険者)

介護に関するサービスを利用者が自由に選択し総合的に利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護・要支援認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

65 歳以上の方は第 1 号被保険者です



第 1 号被保険者は原因を問わずに、介護や日常生活の支援が必要となった場合は、氷川町の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

40 歳以上 65 歳未満の方は第 2 号被保険者です



第 2 号被保険者（医療保険加入者に限る）は老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や日常生活の支援が必要となった場合は、氷川町の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

【 特定疾患 】

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

◆介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1 人に 1 枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

◆介護保険負担割合証が交付されます

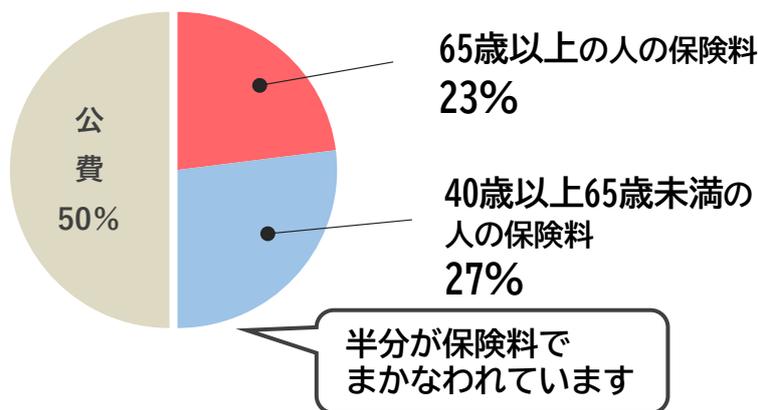
介護保険の認定を受けている人には、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用するときの利用者負担の割合が記載されています。

□ 介護保険料

保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のおなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるように、保険料は忘れずに納めましょう。

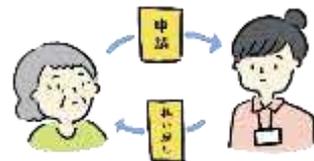
介護保険の財源（利用者負担分は除く）



保険料を滞納すると…

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。



1年6か月以上滞納すると

保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。



2年以上滞納すると

利用者負担が3割もしくは4割に引き上げられたり、高額介護（介護予防）サービス費などが受けられなくなります。



40歳以上 65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

● 保険料の決め方と納め方

国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護保険料

=

所得割

第2号被保険者の所得に応じて計算

+

均等割

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

+

平等割

第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらと計算

※介護保険料と国民健康保険税の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額の国庫からの負担があります。

納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

=

給与および賞与

介護保険料率

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

※40歳以上 65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に収める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

区分	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯非課税の者及び世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.455	38,220円
		(0.285)	(23,940円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の者	0.685	57,540円
		(0.485)	(40,740円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で上記以外の者	0.69	57,960円
		(0.685)	(57,540円)
第4段階	世帯課税で本人が町民税非課税の者で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.9	75,600円
第5段階	【基準額】 世帯課税で本人が町民税非課税の者で、上記以外の者	1.0	84,000円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.2	100,800円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3	109,200円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	126,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.7	142,800円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	1.9	159,600円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	2.1	176,400円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.3	193,200円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	2.4	201,600円

※第1段階から第3段階の括弧内は、低所得者軽減措置後の負担割合及び年額保険料となります。

【老齢福祉年金】明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得のない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。

【合計所得金額】収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

【課税年金収入額】国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金は含まれません。

● 保険料の納め方

保険料の納め方は、受給している年金額によって 2 種類に分けられます。65 歳になった月（65 歳の誕生日の前日が属する月）の分から納めることになり、原則として年金から天引きされます。

特別徴収

年金が 年額 18 万円以上 の人 → **年金から天引き**

年金の定期支払い（年 6 回）の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

- 前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8 月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2 月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金 支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

年金が年額 18 万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で 65 歳（第 1 号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合 …………… など

普通徴収

年金が 年額 18 万円未満 の人 → **納付書・口座振替**

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 預（貯）金通帳
 - 通帳届け出印
- これらを持って市区町村指定の金融機関で手続きしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。



□サービスの利用

申請からサービス利用までの手順

介護保険のサービスを受けるには要介護認定の申請が必要です。介護が必要になったら、福祉課介護保険係(0965-52-5852)までご相談ください。

1 要介護（要支援）認定の申請

本人または家族が、福祉課介護保険係もしくは宮原振興局で申請をします。
※地域包括支援センターや法令で定められた居宅介護支援事業所、介護保険施設、成年後見人に代行してもらうこともできます。

申請時に必要な書類・用意するもの

- 要介護・要支援認定申請書
 - 申請者の身元が確認できるもの
 - 介護保険被保険者証
 - 主治医の氏名、医療機関がわかるもの
 - 本人のマイナンバー(個人番号)が確認できるもの
- ※40～64歳までの方(第2号被保険者)が申請する場合は、加入している健康保険の被保険者証が必要です。

2 本人の状態を調査

調査員が自宅などを訪問し、本人の心身の状態などを調査します。



3 審査・判定を行う

訪問調査の結果と主治医の意見書などをもとに、介護認定審査会が審査・判定します。



4 要介護度の認定

介護認定審査会の審査結果に基づいて「非該当（自立）」、「要支援 1・2」、「要介護 1～5」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。

※原則として申請から 30 日以内に認定結果が通知されます。

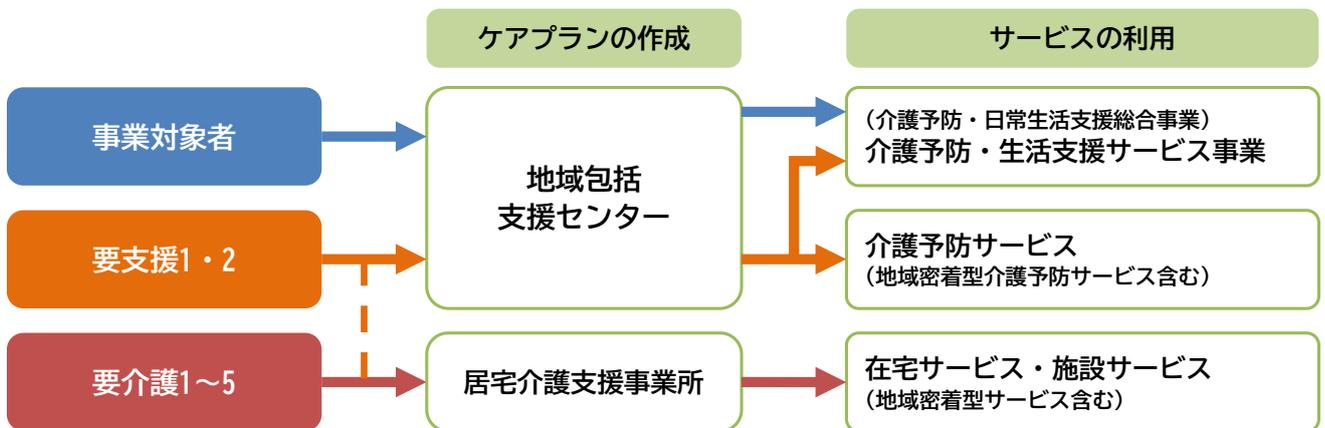
※認定結果に不服や疑問がある場合は、福祉課介護保険係までお問合せください。介護保険審査会に申し立てることができます。

通知書と介護保険証の内容を確認しましょう

要介護状態区分（「非該当（自立）」、「要支援 1・2」、「要介護 1～5」）、認定の有効期間、支給限度額などを確認しましょう。

5 ケアプランの作成とサービスの利用

介護サービス計画（ケアプラン）を立て、サービスを利用します。



6 更新申請について

引き続きサービスを利用したい場合には、介護保険証に記載の認定の有効期間が終了する前に、更新の申請をしましょう。(60 日前から申請可能です。)

※心身の状態が悪くなったり、必要とされる介護の状況が変わったときは、いつでも変更の申請ができます。

□ 介護サービス・介護予防サービスの種類

在宅サービス

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

居宅介護支援／介護予防支援

【要介護】

ケアマネジャーが、ケアプランを作成し、介護サービスを安心して利用できるよう支援します。

【要支援】

地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスを安心して利用できるよう支援します。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介助を行う身体介護や調理、洗濯、掃除等の援助を行う生活援助を行います。また、通院等の際の乗車・降車の介助及び移動の介助を行います。

※従来の要支援1・2の方の介護予防訪問介護は、「介護予防・日常生活支援総合事業」により提供します。

【こんなサービスは介護保険の給付の対象となりません】

● 家族のための援助や、家族が行うことが適当である行為

本人以外の家族のための家事、本人が使用する部屋以外の掃除、来客への応接、自動車の洗車など

● 日常生活の援助に該当しない行為

草むしり、花木の水やり、ペットの世話、大掃除、家屋の修理、正月や節句など特別に手間をかけて行う調理 など



訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴介護を行います。

訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

訪問看護／介護予防訪問看護

疾患等を抱えている人について、医師の指示により、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。



居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

※従来の要支援1・2の方の介護予防通所介護は、「介護予防・日常生活支援総合事業」により提供します。



通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設や老人短期入所施設等などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行います。

福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

【福祉用具貸与の対象】

- 手すり（工事をとまなわないもの） ●スロープ（工事をとまなわないもの）
- 歩行器 ●歩行補助つえ
- ★車いす ★車いす付属品 ★特殊寝台 ★特殊寝台付属品 ★床ずれ防止用具
- ★体位変換器 ★認知症老人徘徊感知機器 ★移動用リフト(つり具を除く)
- ★自動排泄処理装置(要介護4・5の人のみ)

※要介護1及び要支援1・2の方は、★印の用具は原則として保険給付の対象となりません。



特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入

入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費（1年につき最大10万円）の9割、8割、または7割分を支給します。申請が必要です。

【特定福祉用具購入の対象】

- 腰掛便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分

【特定福祉用具購入の申請方法】

福祉用具購入支給申請書に必要事項をご記入の上、領収書及び福祉用具のパフレット等を添付して、福祉課介護保険係へ提出してください。

住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、改修費（最大20万円）の9割、8割、または7割分を支給します。事前の申請が必要です。

【住宅改修の対象】

- 手すりの取り付け ●段差の解消 ●滑り防止、移動の円滑化のための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取り換え ●和式便器を洋式便器に変更 など

【住宅改修の申請方法】

改修前に町の確認が必要です。住宅改修費支給申請書に必要事項をご記入の上、ケアマネジャー等が作成した理由書、見積書、施工前写真(撮影日がわかるもの)、施工部品のパンフレット等を添付して、福祉課介護保険係へ提出してください。また、改修後は、領収書、施工後写真(撮影日がわかるもの)を提出してください。



居住系サービス

特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を行います。



施設サービス ※要支援の方は利用できません。

介護保険で利用できる施設サービスは、治療が中心か、介護が中心か、また、どの程度医療上のケアが必要かなどによって入所する施設を選択します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などを行います。

※新規入所は、原則、要介護3以上となります。

介護老人保健施設

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者が入所します。医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などを行います。

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域での生活を維持するために整備されるもので、原則氷川町に住民票のある方だけが利用できるものです。

認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられます。

認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が食事、入浴等の専門的なケアを日帰りで受けられます。

小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「宿泊」等を利用者・家族の状況に合わせて自由に組み合わせ、在宅生活を支援するサービスです。

※このサービスを利用している間は、以下のサービスが利用できません。

訪問介護、訪問入浴、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、その他の地域密着型サービス

地域密着型通所介護 ※要支援の方は利用できません。

利用定員が 18 人以下の通所介護施設で、入浴やその他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

※要支援 1・2 の方の通所介護は、「介護予防・日常生活支援総合事業」により提供します。



□ サービス費用のめやす

サービスを利用するとき

利用者の負担は、原則として費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービス事業者にサービス費用の利用者負担の割合分を支払います。

◆利用者負担の割合（3割、2割負担は①、②を両方満たす場合）

3割	①本人の合計所得金額が 220 万円以上 ②同じ世帯の 65 歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯 340 万円以上 ・2人以上世帯 463 万円以上
2割	①3割の対象とならない方で ②本人の合計所得金額が 160 万円以上 ③同じ世帯の 65 歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯 280 万円以上 ・2人以上世帯 346 万円以上
1割	上記以外の方

※2号の方は収入にかかわらず1割負担となります。

支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

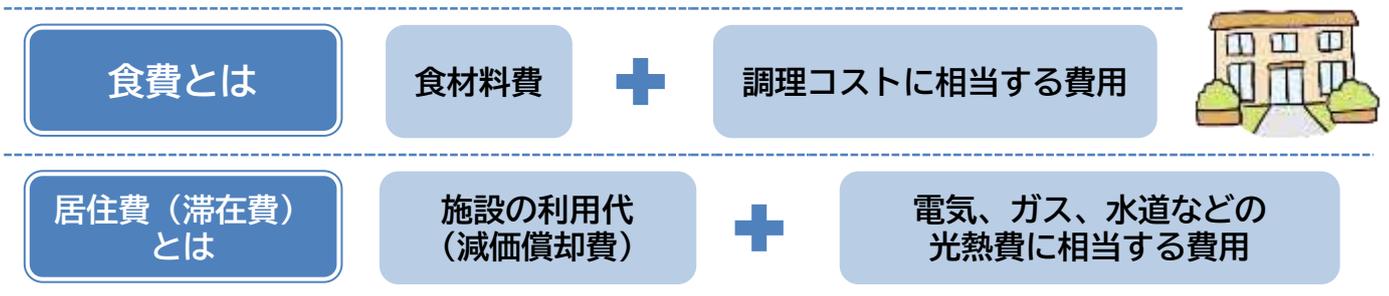
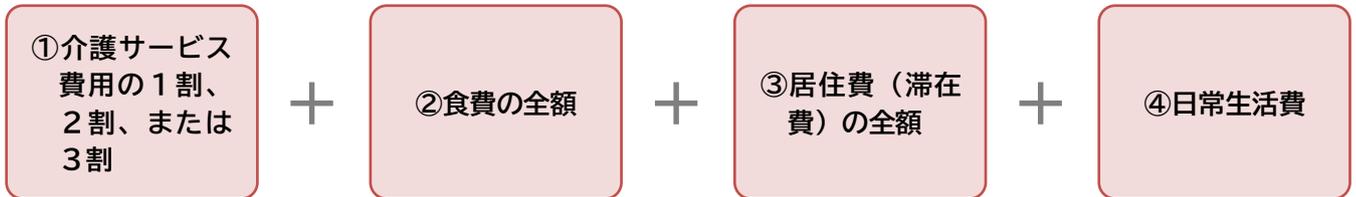
おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合です。

施設サービスの利用者負担

施設サービスを利用した場合の利用者負担額は、①介護サービス費用の1割、2割、または3割、②食費の全額、③居住費（滞在費）の全額、④理美容代などの日常生活費などになります。



【低所得の方には食費・居住費が軽減されます】

低所得の方の施設利用が困難にならないように、申請により食費・居住費の一定額以上は保険給付されます。低所得の方は所得に応じた負担限度額まで自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。（特定入所者介護サービス費）

低所得の方の施設利用のうち、配偶者が住民税課税者である場合、または預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合は、食費・居住費の軽減はありません。

負担の軽減を受けるには、福祉課介護保険係か宮原振興局へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービス利用時に施設へ提示します。

食費と居住費（滞在費）のめやす（基準費用額）

施設でサービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）の平均的な額を基準費用額として設定しています。ただし、実際に負担する額は、施設と利用者との契約によって決められます。

基準費用額	1日当たりの居住費（滞在費）				1日当たりの食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
			1,668円	377円	
	2,006円	1,668円	介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円	介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円	1,445円

利用者負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

利用者が月内に受けた、在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担額の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が、利用者負担の上限を超えた場合、申請により氷川町が認めたときは超えた分が高額介護サービス費として支給されます。また、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。

※下表のように令和3年8月から現役並み所得者の利用者負担上限額が引き上げられる予定となっています。

利用者負担段階区分 (令和3年7月まで)	利用者負担上限額 (令和3年7月まで)	利用者負担段階区分 (令和3年8月以降)	利用者負担上限額 (令和3年8月以降)
現役並み所得者（第一号被保険者が一人のみの場合は年収約383万円以上）	世帯 44,000円	年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
		年収約770万円以上 年収約1,160万円未満	世帯 93,000円
		年収約383万円以上 年収約770万円未満	世帯 44,000円
一般世帯	世帯 44,000円	一般世帯	世帯 44,000円
住民税非課税世帯	世帯 24,600円	住民税非課税世帯	世帯 24,600円
・合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下 ・老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円	・合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下 ・老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
生活保護受給者	個人 15,000円	生活保護受給者	個人 15,000円

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額＜年額／8月～翌7月＞

所得 基礎控除後の 総所得金額等	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

□在宅で利用できる福祉サービス

● 介護予防・生活支援サービス事業

ひかわ元気塾・ひかわ元気クラブ

利用者が運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防策を加えた総合プログラムを実施し、日常生活を営むことができるよう支援します。



訪問リハビリテーション（短期集中型）

退院後の方などを対象に理学療法士がご自宅を訪問し、短期集中のリハビリテーションを実施します。

● 一般介護予防事業

介護予防教室

高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるように支援するための教室を開催します。



● その他福祉サービス

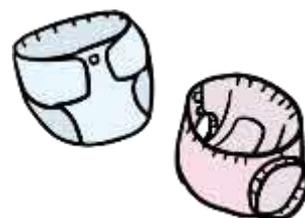
食の自立支援事業

調理などが困難なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯等に対して、栄養のバランスのとれた食事の宅配を行うことで、栄養状態確認や安否確認につなげ、自宅で自立で自立した生活ができるよう支援します。



在宅老人緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らし高齢者を対象として、急病や災害などの緊急時のための通報装置を設置します。



おむつ購入費給付

給付額は購入品の100分の80で、1ヵ月あたり16,000円が上限です。

対象者：在宅で介護を受けている要支援2以上の介護認定を受けた方

支給用品：紙おむつ、布おむつ、尿とりパッド・おむつカバー

氷川町内の事業所一覧

■ 竜北圏域内事業所
■ 宮原圏域内事業所

事業所名	住所	電話番号
【居宅介護支援】		
ケアプランセンター絆	野津 859-10	62-8886
ケアマネジメント氷川	島地 651	52-5075
やすらぎ荘居宅介護支援事業所	鹿島 945	52-0173
湧楽苑居宅介護支援事業所	吉本 108	0964-43-1960
居宅介護支援事業所 わかしま	鹿野 1301-2	62-8255
J A やつしろ介護支援センター	今 55-2	62-1111
セントケア八代居宅介護支援事業所	宮原字下宮後 479	62-1061
八祥苑居宅介護支援事業所	早尾 132	62-1335
【訪問介護】		
ヘルパーステーションおと姫	鹿島西ノ間 628-1	62-8105
訪問介護事業所 かげの杜	鹿島 1927	52-8896
ヘルパーステーション 絆	野津 859-10	62-8886
J A やつしろヘルパーステーション	今 55-2	62-1111
訪問介護事業所 セレニティ	宮原 578-1	62-1000
セントケア八代	宮原字下宮後 479	62-1061
早尾園訪問介護事業所	早尾 132	62-3838
【訪問入浴介護】		
セントケア八代	宮原字下宮後 479	62-1061
【訪問リハビリテーション】		
八祥苑訪問リハビリステーション	早尾 132	62-1335
【訪問看護】		
訪問看護ステーション きらら	鹿野 1301-2	52-0355
セントケア訪問看護ステーション八代	宮原字下宮後 479	62-2121
訪問看護ステーション 八祥苑	早尾 132	62-1340
【通所介護】		
デイサービスセンター絆	野津 859-10	62-8886
デイサービス氷川	島地 651	52-5075
やすらぎ荘通所介護事業所	鹿島 945	52-0173
デイサービス竜宮	野津 4600	52-1001
通所介護事業所オアシス365	今 326-1	62-9570
デイサービス木香	宮原 717-1	30-2700

事業所名	住所	電話番号
J Aやつしろデイサービスセンター花みずき	今 55-2	62-1112
早尾園通所介護事業所	早尾 132	62-3838
【地域密着型通所介護】		
かぜの杜 デイサービスセンター	鹿島 1927	52-8896
デイサービスより処 ここから	鹿島 1606.1607-3	52-0077
デイサービス湧楽苑	吉本 108	0964-43-1952
【通所リハビリテーション】		
八祥苑通所リハビリ事業所	早尾 132	62-2440
【短期入所生活介護】		
やすらぎ荘短期入所生活介護事業所	鹿島 945	52-0173
早尾園短期入所生活介護事業所	早尾 132	62-3838
【短期入所療養介護】		
八祥苑短期入所療養介護	早尾 132	62-4818
【認知症対応型通所介護】		
共用型デイ 和鹿島	鹿野 1301-2	52-3500
【認知症対応型共同生活介護】		
グループホーム やすらぎの里	鹿島 943	53-2500
グループホーム 和鹿島	鹿野 1301-2	52-3500
グループホーム 花音	宮原 588-2	62-2518
【小規模多機能型居宅介護】		
小規模多機能 桜ヶ丘別荘	宮原 704-1	30-2800
【介護老人福祉施設】		
特別養護老人ホーム やすらぎ荘	鹿島 945	52-0173
特別養護老人ホーム やすらぎ荘別館	鹿島 945	52-0173
特別養護老人ホーム 早尾園	早尾 132	62-3838
【介護老人保健施設】		
介護老人保健施設 八祥苑	早尾 132	62-4818
【サービス付き高齢者向け住宅】		
セレニティ	宮原 578-1	62-1000
【有料老人ホーム】		
有料老人ホーム かぜの杜	鹿島 1927	52-8896
有料老人ホーム 絆	野津 873-1	62-8886
有料老人ホーム ケアライフ竜宮	鹿島 628-1	62-8105

基本チェックリスト

心身の状態を把握しておきましょう！

気になる兆候があったらご相談を(地域包括支援センター 電話 0965-52-5335)

質問項目		回答	
暮らしぶり	1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい 1. いいえ
	2	日用品の買い物をしていますか	0. はい 1. いいえ
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい 1. いいえ
	4	友人の家を訪ねていますか	0. はい 1. いいえ
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい 1. いいえ
運動機能	6	階段や手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい 1. いいえ
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい 1. いいえ
	8	15分位続けて歩いていますか(普段歩いていますか)	0. はい 1. いいえ
	9	この1年間に転んだことがありますか	0. はい 1. いいえ
	10	転倒に対する不安は大きいですか	0. はい 1. いいえ
栄養状態	11	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	0. はい 1. いいえ
	12	身長()cm 体重()kg BMI(体格指数)が18.5未満ですか ※BMI(体格指数)=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	0. はい 1. いいえ
口腔機能	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	0. はい 1. いいえ
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	0. はい 1. いいえ
	15	口の渇きが気になりますか	0. はい 1. いいえ
閉じこもり	16	週に1階以上は外出していますか	0. はい 1. いいえ
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	0. はい 1. いいえ
物忘れ	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	0. はい 1. いいえ
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい 1. いいえ
	20	今日が何月何日か分からない時がありますか	0. はい 1. いいえ
うつ	21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	0. はい 1. いいえ
	22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	0. はい 1. いいえ
	23	(ここ2週間)以前は楽できていたことが今ではおっくうに感じられる	0. はい 1. いいえ
	24	(ここ2週間)自分が役立つ人間だと思えない	0. はい 1. いいえ
	25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	0. はい 1. いいえ

● 1~20までの質問項目中に ピンク色の回答が 10以上 ある	心身の機能が弱くなっている恐れがあります。
● 運動機能 5問中3つ以上 あてはまる	足腰がおとろえているかもしれません。
● 栄養状態 2問中2つとも あてはまる	栄養不足の心配があります。
● 口腔機能 3問中2つ以上 あてはまる	食べたり飲んだりする機能が低下している可能性があります。
● 閉じこもり項目で 週1回以下しか 外出していない	閉じこもりの心配があります。
● 物忘れ 3問中1つ以上 あてはまる	楽しく活動し脳に刺激を与えましょう。
● うつ 5問中2つ以上 あてはまる	生きがいや楽しみが少なくなっています。